

京都府公報

号外 第6号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

教育委員会	
	ページ
○京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱	1

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第1号

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月22日

京都府教育委員会
教育長 前川 明 範

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、府の北部地域における教育現場を支える優れた人材の確保を図るため、府内の公立小学校（京都市立学校を除く。）又は府立特別支援学校（以下「公立小学校等」という。）の教諭（期限を付さない講師を含む。以下同じ。）として採用された者の奨学金返還に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第91条に規定する専攻科、同法第97条に規定する大学院及び同法第108条に規定する短期大学を含む。以下同じ。）及び同法第124条に規定する専修学校（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第1備考第2号の3の規定により文部科学大臣が指定する教員養成機関に限る。）をいう。
- 大学生 大学等に在学する学生をいう。
- 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金（以下「第一種奨学金」という。）、同項に規定する第二種学資貸与金（以下「第二種奨学金」という。）及び第一種奨学金と第二種奨学金の併用の奨学金（以下「第一種奨学金・第二種奨学金併用の奨学金」という。）をいう。
- 北部地域 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡の区域をいう。
- 生計維持者 補助金の交付を受けようとする者の生計を維持する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- 大学等に在学中に京都府公立学校教員採用選考試験（以下「採用選考試験」という。）に北部採用枠で合格し、

小学校・特別支援学校小学部教員採用候補者名簿又は特別支援学校教員採用候補者名簿（以下「教員採用候補者名簿」という。）に登載された後、次のいずれかに該当するもの

ア 直近の4月1日に公立小学校等の教諭として採用された者

イ 大学院に進学し、又は継続して大学院で修学するために、大学院の課程修了後の採用を希望するものとして教員採用候補者名簿の登載期間の延長が認められ、かつ、当該大学院の課程修了以後、直近の4月1日に公立小学校等に教諭として採用された者

ウ イの事由以外で直近の4月2日以降に公立小学校等の教諭として採用された者で、教育長が認めるもの

(2) 奨学金の貸与時期が次のいずれかに該当する者

ア 教員採用候補者名簿に登載された日（以下「名簿登載日」という。）が属する年度及びその前年度又はそれらの中のいずれかの年度に奨学金の貸与を受け、奨学金の履行期限が到来していない返還債務を有している者

イ アの者以外の者で、名簿登載日に在学する大学等の修業年限に達する年度及びその前年度又はそれらの中のいずれかの年度に奨学金の貸与を受け、奨学金の履行期限が到来していない返還債務を有しているもの

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 大学院を除く大学等において、第一種奨学金のみの貸与を採用日が属する年度の前年度に受けていた者

イ 大学院を除く大学等において、第一種奨学金・第二種奨学金併用の奨学金の貸与を採用日が属する年度の前年度に受けていた者

ウ ア及びイ以外の者で、名簿登載日が属する年の前年（第1号イ又はウに該当する者にあつては、採用日が属する年の前々年）の生計維持者の年間の総収入金額（給与所得者である場合）、年間の所得金額（給与所得者以外である場合）等が、独立行政法人日本学生支援機構が定める予約採用（大学院への進学に係るものを除く。）の第一種奨学金の貸与条件である生計維持者の貸与額算定基準額以下である者

(4) 国又は地方公共団体（本府を含む。）から奨学金の返還に係る他の補助金等を受けていない者

（補助金の額）

第4条 補助金の年額は、補助対象者が大学等の在学時の2年度の間に奨学金として貸与を受けた額のうち、別表の区分の欄に掲げる区分に応じた補助金の額を10で除した額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

2 1箇月当たりの補助金の額は、前項の額を12で除した額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とし、補助対象期間とならない月がある場合には、その月数に1箇月当たりの補助金の額を乗じた額を、補助金の額から除くものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、採用された日から起算して10年間のうち、北部地域の公立小学校等で教諭として勤務した期間とする。

2 次に定める事由により勤務しなかった日数が15日以上ある月は、補助対象期間から除くものとする。

(1) 停職の期間

(2) 専従許可の有効期間

(3) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定による育児短時間勤務及び第19条第1項の規定による部分休業を除く。）の期間

(4) 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条）、自己啓発等休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項）又は配偶者同行休業（法第26条の6第1項）の期間

(5) 法第28条第2項の規定により休職した期間（公務上の傷病又は通勤による傷病により休職した期間を除く。）

3 前項第3号の期間のうち、1箇月以下であるもの（当該期間が2以上あるときは、それぞれの日数を合算した日数が30日以下のもの）は、勤務しなかった日に含めない。

（補助対象者の認定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、教育長が指定する期間に、補助対象者認定申請書（別記第1号様式）を教育長に提出し、補助対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨学金の借入を証する書類

(2) 在学証明書

(3) 第3条第3号ア又はイに該当する場合は、独立行政法人日本学生支援機構が発行する受給通知の写し

(4) 第3条第3号ウに該当する場合は、生計維持者の所得を証明する書類

(5) その他教育長が必要と認める書類

3 教育長は、第1項の規定により行われた申請が、第3条に掲げる要件を満たす見込みであると認めるときは、補助対象者として認定するものとする。

4 教育長は、前項の規定により補助対象者の認定をしたときは、その旨を補助対象者認定通知書（別記第2号様式）

により申請者に通知するものとする。

5 補助対象者の要件を満たしている者の人数が認定を予定していた人数を超える場合は、採用選考試験における成績が上位の者から順に予算の範囲内で認定する。

6 教育長は、補助対象者の認定をしなかったときは、その旨を補助対象者不認定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助対象者の認定の変更等）

第7条 補助対象者は、第6条第4項の規定により認定された内容に変更が生じたときは、速やかに変更承認申請書（別記第4号様式）により申請し、教育長の承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請について変更承認をしたときは、その旨を変更承認通知書（別記第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助対象者の認定の取消し）

第8条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を認定辞退届（別記第6号様式）により教育長に届け出なければならない。

(1) 補助金の交付を辞退しようとする場合

(2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合

(3) 大学等で留年、1年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた場合

(4) 大学等を退学した場合（ただし、大学院を退学した後、直近の4月1日に採用される場合を除く。）

(5) 教員採用候補者名簿に登載された後、直近の4月1日に公立小学校等に教諭として採用されなかった場合（第3条第1号イ又はウに該当する者にあつては、教諭として採用される状況になった後、遅滞なく教諭として採用された場合を除く。）

(6) 奨学金の返還を滞納した場合

(7) その他教育長が必要と認める場合

2 教育長は、前項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を認定取消通知書（別記第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（交付申請の時期等）

第9条 補助金の交付申請は、年度ごとに教育長が指定する期間に行うものとする。

2 前項の申請は、交付申請書（別記第8号様式）によるものとする。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 返還誓約書（別記第9号様式）

(2) 奨学金の借入を証する書類

(3) 第6条第4項の規定による補助対象者認定通知書の写し（第7条第1項の規定による変更承認申請書を提出した者にあつては、同条第2項の規定による変更承認通知書の写し）

(4) その他教育長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第10条 教育長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付申請を受けた日から原則として30日以内に、交付決定通知書（別記第10号様式）により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、交付申請書の内容を審査し、不適当と認めるときは、不交付の決定を行い、不交付決定通知書（別記第11号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「被交付者」という。）は、申請時の状況に変更が生じたときは、速やかに変更承認申請書（別記第12号様式）により申請し、教育長の承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請について変更の承認をしたときは、その旨を変更交付決定通知書（別記第13号様式）により被交付者に通知するものとする。

（実績報告の時期等）

第12条 被交付者は、規則第13条の規定による実績報告を、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

2 前項の実績報告は、実績報告書（別記第14号様式）によるものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 教育長は、前条の実績報告を受けた場合には、必要な審査を行い、交付決定の内容に従って勤務されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記第15号様式）により、被交付者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 教育長は、被交付者が次の各号のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 離職した場合
- (2) 北部地域で勤務しなくなった場合
- (3) 法第29条第1項の規定による懲戒処分を受けた場合
- (4) 奨学金の返還を滞納した場合
- (5) 奨学金の返還を免除された場合
- (6) 第12条の規定による実績報告を怠った場合
- (7) 国又は地方公共団体から奨学金の返還に係る他の補助金等を受けた場合
- (8) 補助金の交付を受けるため、虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合

2 教育長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（別記第16号様式）により被交付者に通知するものとし、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、被交付者にその返還を命じるものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月25日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助金の額
1 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間	(1) 名簿記載日が属する年度及びその前年度又はそれらのうちのいずれかの年度に第一種奨学金として貸与を受けた額以内 (2) (1)の年度で、第一種奨学金として貸与を受けた年度が2年度未満の場合、(1)に加えて、名簿記載日に在学する大学等の修業年限に達する年度及びその前年度又はそれらのうちのいずれかの年度に第一種奨学金として貸与を受けた額以内（名簿記載日が属する年度以降に貸与を受けた額を除く。）
2 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間	(1) 名簿記載日が属する年度及びその前年度又はそれらのうちのいずれかの年度に第二種奨学金として貸与を受けた額以内（ただし、月額補助上限額は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条第1項の表の上欄に掲げる学校を卒業した者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額の最高額とする。） (2) (1)の年度で、第二種奨学金として貸与を受けた年度が2年度未満の場合、(1)に加えて、名簿記載日に在学する大学等の修業年限に達する年度及びその前年度又はそれらのうちのいずれかの年度に第二種奨学金として貸与を受けた額以内（名簿記載日が属する年度以降に貸与を受けた額を除く。ただし、月額補助上限額は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条第1項の表の上欄に掲げる学校を卒業した者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額の最高額とする。）
3 第一種奨学金・第二種奨学金併用の奨学金を受けた期間	(1) 名簿記載日が属する年度及びその前年度又はそれらのうちのいずれかの年度に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額以内（ただし、月額補助上限額は、2の区分と同様とする。） (2) (1)の年度で、第一種奨学金・第二種奨学金併用の奨学金として貸与を受けた年度が2年度未満の場合、(1)に加えて、名簿記載日に在学する大学等の修業年限に達する年度及びその前年度又はそれらのうちのいずれかの年度に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額以内（名簿記載日が属する年度以降に貸与を受けた額を除く。ただし、月額補助上限額は、2の区分と同様とする。）

※ 2及び3の区分において、通学形態の変更の事由が生じた月の月額補助上限額は、自宅外通学の区分に定める月額の最高額とする。

※ 給付型奨学金と併給している期間がある場合も、上記1から3の区分の額とする。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

申請者 住 所

氏 名

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助対象者認定申請書

補助対象者の認定を受けたいので、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	住 所	〒 -		
	電話番号	- -		
	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
(申請日現在) 修学状況	大学等名称	大学 学部 学科		
	在籍学年	年	卒業予定年月	年 月
	奨学金受給の形態	自宅通学期間： 年 月 日～ 年 月 日 自宅外通学期間： 年 月 日～ 年 月 日		
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構 第二種奨学金	
	金 額	円/月 (総額 円)	円/月 (総額 円)	
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	
要綱第3条 第3項の区分	※該当するものに☑をしてください。 <input type="checkbox"/> ア 第一種奨学金のみを受給 <input type="checkbox"/> イ 第一種奨学金・第二種奨学金併用の奨学金を受給 <input type="checkbox"/> ウ 第二種奨学金のみを受給			

次に該当する場合は ☑ をしてください。

<input type="checkbox"/>	国又は地方公共団体（本府を含む。）から奨学金の返還に係る他の補助金等を受けていません。（受ける予定はありません）
--------------------------	--

※要綱第3条第3号ウに該当する者（上記ウに該当する者）のみ記入

生計維持者の状況		生計維持者(A)	生計維持者(B)
	続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()
	氏名		

※添付書類

- (1) 奨学金の借入を証する書類
- (2) 在学証明書
- (3) 要綱第3条第3号ウに該当する場合は、生計維持者の最新の課税証明書
- (4) その他教育長が必要と認める書類

第2号様式

年 月 日

様

京都府教育委員会
教育長

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助対象者認定通知書

年 月 日付で申請のあったことについて、下記のとおり補助対象者として認定しましたので京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき通知します。

記

交付対象者	住 所	〒 -		
	電話番号	- -		
	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
修学状況	大学等名称	大学 学部 学科		
		大学院 研究科 専攻		
	在籍学年		卒業予定年月	年 月
奨学金受給の形態	自宅通学期間： 年 月 日～ 年 月 日 自宅外通学期間： 年 月 日～ 年 月 日			
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金		独立行政法人日本学生支援機構 第二種奨学金
	金 額	円/月 (総額 円)		円/月 (総額 円)
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日
要綱第3条 第3号の区分	※該当するものに☑をしてください。 <input type="checkbox"/> ア 第一種奨学金のみを受給 <input type="checkbox"/> イ 第一種奨学金・第二種奨学金併用の奨学金を受給 <input type="checkbox"/> ウ 第二種奨学金のみを受給			

第3号様式

年 月 日

様

京都府教育委員会
教育長

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助対象者不認定通知書

年 月 日付で申請のあったことについて、補助対象者として認定されませんでしたので、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき通知します。

第4号様式

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

申請者 住 所

氏 名

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助対象者変更承認申請書

年 月 日付け 教人第 号で通知のあった認定について、下記のとおり変更したいので、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

変更申請者	住 所	(変更前) 〒			
		(変更後) 〒			
	電話番号	(変更前) — —			
		(変更後) — —			
(ふりがな) 氏 名	(変更前)	生年月日	年 月 日		
	(変更後)				
(変更申請日現在) 修学状況	大学等名称 (既卒者の場合は卒業したもの)	(変更前) 大学 学部 学科 大学院 研究科 専攻			
		(変更後) 大学 学部 学科 大学院 研究科 専攻			
	在籍学年		卒業予定 年 月	年 月	
奨学金受給の形態	自宅通学期間： 年 月 日～ 年 月 日				
	自宅外通学期間： 年 月 日～ 年 月 日				
(変更申請日現在) 奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金		独立行政法人日本学生支援機構 第二種奨学金	
	金 額	円/月 (総額 円)		円/月 (総額 円)	
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	
要綱第3条 第3号の区分 (変更申請日現在)	※該当するものに☑をしてください。 <input type="checkbox"/> ア 第一種奨学金のみを受給 <input type="checkbox"/> イ 第一種奨学金・第二種奨学金併用の奨学金を受給 <input type="checkbox"/> ウ 第二種奨学金のみを受給				

※添付書類

- ・変更の内容を証するために必要な書類

第5号様式

年 月 日

様

京都府教育委員会
教育長

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助対象者変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、年 月 日付け第 号で通知した補助対象者認定を、下記のとおり変更することを承認したので、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき通知します。

記

交付対象者	住 所	〒		
	電話番号	- -		
	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
修学状況	大学等名称	大学	学部	学科
		大学院	研究科	専攻
	在籍学年		卒業予定年月	年 月
奨学金受給の形態	自宅通学期間： 年 月 日～ 年 月 日 自宅外通学期間： 年 月 日～ 年 月 日			
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金		独立行政法人日本学生支援機構 第二種奨学金
	金 額	円/月 (総額 円)		円/月 (総額 円)
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日
要綱第3条 第3号の区分	※該当するものに☑をしてください。 <input type="checkbox"/> ア 第一種奨学金のみを受給 <input type="checkbox"/> イ 第一種奨学金・第二種奨学金併用の奨学金を受給 <input type="checkbox"/> ウ 第二種奨学金のみを受給			

第6号様式

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

申請者 住 所

氏 名

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助対象者認定辞退届

年 月 日付 第 号で通知のあった認定を下記の理由により辞退したいので、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

(辞退理由)

第7号様式

年 月 日

様

京都府教育委員会
教育長

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助対象者認定取消通知書

年 月 日付で申請のあったことについて、補助対象者の認定を取り消しましたので、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき通知します。

第8号様式

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

申請者 住 所

氏 名

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付申請書

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金の交付を受けたいので、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請者	住 所	〒		
	電話番号	-		
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年 月 日	
	大学等 卒業年月	令和 年 月		
勤務校	名 称	立 学校		
	採用年月日	年 月 日		
交付申請額		金 円		
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構 第二種奨学金	
	金 額	円/月 (総額 円)	円/月 (総額 円)	
	貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
要綱第3条 第3号の区分		※該当するものに☑をしてください。 <input type="checkbox"/> ア 第一種奨学金のみを受給 <input type="checkbox"/> イ 第一種奨学金・第二種奨学金併用の奨学金を受給 <input type="checkbox"/> ウ 第二種奨学金のみを受給		

※添付書類

- (1) 返還誓約書(第9号様式)
- (2) 奨学金の借入を証する書類
- (3) 要綱第6条第4項の規定による補助対象者認定通知書の写し(第7条第2項の規定による変更承認通知書の写し)
- (4) その他教育長が必要と認める書類

第9号様式

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

返 還 誓 約 書

年 月 日付で補助対象者の認定申請をしました京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金について、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき返還が決定した場合には、定められた支払い期限までに滞りなく支払います。

また、期日までに返還しなかった場合は、請求された延滞金を支払うことに同意します。

第10号様式

年 月 日

様

京 都 府 教 育 委 員 会
教 育 長

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったことについては、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、交付申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに要綱第11条第1項の規定により、変更承認申請書を提出してください。

また、実績報告については、要綱第12条第1項の規定により、翌年度の4月10日までに提出してください。

記

1 本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
交付決定額 金 円

2 補助対象期間

年 月 日 から 年 月 日までの期間

3 交付条件

- ・補助対象期間のうち、京都府北部地域の公立小学校及び特別支援学校に教諭として勤務したものと
して認められる月数に応じて交付する。
- ・補助金は、要綱第12条の規定による実績報告書の提出を受け、精算払いにより交付する。
- ・要綱第14条第1項の各号に定めるいずれかの要件に該当した場合には、交付決定の全部又は一部を
取り消すことがある。
- ・その他、要綱に定めるところによる。

第11号様式

年 月 日

様

京 都 府 教 育 委 員 会
教 育 長

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金については、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき不交付と決定したので、通知します。

第12号様式

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

申請者 住 所

氏 名

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号による交付決定について、申請時の状況が下記のとおり変更したので、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

※ 変更のあるところの番号にマルをし、その変更前及び変更後の内容を記載して下さい。

1：氏名

2：住所

3：その他（ ）

変 更 前	
変 更 後	
変更になった日	年 月 日

※添付資料（変更の内容を証するために必要なものについて添付）

第13号様式

年 月 日

様

京都府教育委員会
教育長

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更承認申請のあったことについては、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、交付申請書の記載内容に更に変更が生じた場合は、速やかに要綱第11条第1項規定により、変更承認申請書を提出してください。

また、実績報告については、要綱第12条の規定により、翌年度の4月10日までに提出してください。

記

1 本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
交付決定額 金 円

2 補助対象期間

年 月 日 から 年 月 日までの期間

3 変更事由

4 交付条件

- ・補助対象期間のうち、京都府北部地域の公立小学校及び特別支援学校に教諭として勤務したものと
して認められる月数に応じて交付する。
- ・補助金は、要綱第12条の規定による実績報告書の提出を受け、精算払いにより交付する。
- ・要綱第14条第1項の各号に定めるいずれかの要件に該当した場合には、交付決定の全部又は一部を
取り消すことがある。
- ・その他、要綱に定めるところによる。

第14号様式

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号による交付決定のあったことについて、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額とその精算額

- (1) 交付決定額 円
- (2) 精 算 額 円
- (3) 不 用 額 円

2 精算額内訳

交付決定額 円×勤務月数 月 ÷ 12月

〔 補助対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 (うち、除算期間) 年 月 日 ～ 年 月 日 〕

3 補助金振込先口座

金 融 機 関 名	銀行 信用組合 信用金庫 農業協同組合	本店 支店
口座種類・口座番号	1 普通 2 当座 3 その他 ()	
(ふ り が な) 口座名義人		

※口座名義は、申請者氏名と同一にしてください。

※添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し (及び変更交付決定通知書の写し)
- (2) 補助金振込先口座の通帳の写し

第15号様式

年 月 日

様

京 都 府 教 育 委 員 会
教 育 長

京 都 府 北 部 地 域 教 員 確 保 奨 学 金 緊 急 支 援 事 業 費 補 助 金 確 定 通 知 書

京 都 府 北 部 地 域 教 員 確 保 奨 学 金 緊 急 支 援 事 業 費 補 助 金 に つ い て は、 年 月 日 付 の 実 績 報 告 書 に 基 づ き、 京 都 府 北 部 地 域 教 員 確 保 奨 学 金 緊 急 支 援 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱 に 基 づ き、 下 記 の と お り 補 助 金 の 額 を 確 定 し た の で 通 知 す る。

記

補 助 金 確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
精 算 額	金	円

第16号様式

年 月 日

様

京都府教育委員会
教育長

京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付の決定をした標記補助金については、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、補助金返還額が発生する場合は、京都府北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき、別途送付する納付書により返還してください。

記

- 1 取消しの理由
- 2 取消し後の補助期間 年 月間
- 3 交付済額 金 _____ 円
- 4 取消し後の交付確定額 金 _____ 円
- 5 返還を命じる補助金額 金 _____ 円
- 6 加算金 金 _____ 円
- 7 返還額合計 金 _____ 円